

介護老人保健施設ここちの郷 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人六心会（以下「法人」という。）が設置運営する介護老人保健施設ここちの郷（以下「施設」という。）が実施する介護老人保健施設の事業（以下「本事業」という。）の運営および利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町被保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1)名称 介護老人保健施設ここちの郷
(2)開設年月日 平成 17 年 10 月 1 日
(3)所在地 滋賀県東近江市五個荘山本町 466 番地
(4)電話番号 0748-48-8300 FAX 番号 0748-48-8301
(5)管理者名 岩崎 克充
(6)介護保険指定番号 介護老人保健施設（2550580019 号）

(入所定員)

- 第4条 施設の入所定員については、75 名とする。

第2章 運営組織、職員および職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容等)

第5条

本事業を行う上で必要な職員を適切に配置し、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、配置基準が定められている職種については、基準以上を配置し、配置基準が定められていない場合には、必要数を配置するものとする。

(1) 施設長 1名(医師兼務)

施設長として、本事業の職員（以下「職員等」という。）の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名(施設長兼務)

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 事務長 1名

業務状況に応じて配置 施設長の補助及び庶務、一般事務を管理する。

(4) 薬剤師 0.25名以上

医師の指示に基づき、薬剤の管理及び服薬指導などを行う。

(5) 介護支援専門員 1名以上

入所者及びその家族の希望、把握された課題に基づき、施設サービス計画を作成し、サービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(6) 理学・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施並びに指導を行う。

(7) 支援相談員 1名以上

入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。

(8) 看護職員（看護師、准看護師） 7名以上

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、施設サービス計画等により看護・介護を行う。

(9) 介護職員 18名以上

施設サービス計画等により、医学的管理に基づく介護を行う。

(10) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

管理栄養士又は栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び

残食調査等利用者の食事管理を行う。

(11) 調理員 業務委託

管理栄養士又は栄養士の指示の下で、入所者の身体の状況及び嗜好を配慮して給食業務を行う。

(12) 事務員 1名以上

施設の庶務及び会計、介護報酬請求等業務を行う。

- 2 前項に定める者のか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 3 職員の定数は、法令で定める基準を下回らない職員を置くものとする。

(会議等)

- 第6条 施設の円滑な運営を図るため、別に定める会議・委員会等を設置する。

第3章 利用者に対する施設サービスの内容及び利用料

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、予め入所申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項の記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

- 第8条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第9条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所を紹介する等の適切な処置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

- 第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように

努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込書について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所)

- 第12条 施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における看護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録する。
- 5 前項の検討にあたっては、医師、薬剤師、理学・作業療法士、看護・看護職員、介護支援専門員、支援相談員等の職員の間で協議する。
- 6 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

- 第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険

者証に記載する。

- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載する。

(利用料等の額)

第14条

入所者より受領する利用料負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する費用（特別な食事の費用、文書料、電気器具使用料、日用生活品費、教養娯楽費、行事費、健康管理費、治療費、理美容代、私物の洗濯代、喫茶代、コピー代、嗜好品・消耗品代）、その他の費用等利用料を別に定める料金表により、支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の入所者には負担軽減策が設けられている。入所者の自己負担額については、別に定める料金表に記載する。
- (4) 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容、費用について説明を行い、入所者又は家族の同意を得なければならない。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条

施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条

施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行う。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従事者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

- 4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努めるものとする。
- 6 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置等の体制整備及び職員に対し研修の機会を確保するものとする。

(施設サービス計画の作成)

- 第17条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、利用者についてのアセスメントの結果及び治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。

- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画書を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規程する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - (1) 入所者が介護保険法（以下「法」という。）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

- 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする、
- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげができるよう適切な指導を行う。
 - (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行う。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - (5) 特殊な療法または新しい療法等については、別に厚生労働大臣

が定めるもののはか行ってはならない。

- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

- 第19条 施設の医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。
- 2 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は利用者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

- 第20条 施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術を持って行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を実施する。
- 3 施設は、入所者病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該施設の職員

以外の者による看護及び介護を受けさせない。

- 7 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

(食事の提供)

- 第22条 入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行う。食事時間は、概ね次の通りとする。
- (1)朝食 午前7時30分から
 - (2)昼食 正午から
 - (3)夕食 午後6時から
- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(相談及び援助)

- 第23条 施設は、常に入所者的心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

- 第24条 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。
- 2 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入所者に関する市町への通知)

- 第25条 施設は、施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。
- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

- 第26条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。

(管理者の責務)

- 第27条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 施設の管理者は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

- 第28条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
(2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
(3) けんか、口論または暴力行為等その他、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入所者の市町に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
(3) 故意にこの規程等に違反したとき

(施設外の受診)

- 第29条 日常的な医療については、施設内の医師やスタッフが担当するが症状等から施設で必要な医療を提供することが困難と認められる場合は、保険医療機関等への受診が可能とする。尚、協力医療機関や緊急受診には、施設より付き添いや送迎の配慮を行う。

(外泊時の施設外での受診)

- 第30条 入所した場合は原則として他の医療機関や施設では保険証が使用できない（一定の決められた内容と歯科を除く）。受診が必要の際には必ず当施設まで連絡すること。

第5章 非常災害対策及び緊急時における対応方法

(安全管理体制等の確保)

- 第31条 施設は、サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の職員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておく。
- 2 施設は、サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒等を防止するための環境整備に努める。
- 3 施設は、サービスの提供にあたり、事前に脈拍や血圧等を測定する等入所者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするように努める。

(非常災害対策)

- 第32条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 施設は非常災害発生時に当該事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努めるものとする。

(緊急時等の対応)

- 第33条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入所者の身体に急変等が生じた場合は、速やかに主治医や協力病院への連絡を行うとともに、利用者の家族又は身元引受人等に連絡し必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第34条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 施設入所者に対する施設サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制確保等)

- 第35条 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供する。但し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

- 第36条 施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。但し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第37条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、当該施設において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

- 第38条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、予め、協力病院を定めておく。

医療法人社団昂会 東近江市立能登川病院

〒521-1223 東近江市猪子町 191

TEL 0748-42-1333

医療法人医誠会 神崎中央病院

〒529-1445 東近江市五個荘清水鼻町 95

TEL 0748-48-5555

医療法人社団昂会 湖東記念病院

〒527-0134 東近江市平松町 2-1

TEL 0749-45-5000

- 2 施設は、予め、協力歯科医療機関を定めておく。

加藤歯科医院

〒529-1421 東近江市五個荘竜田町 330 番地

TEL 0748-48-2625

(重要事項の掲示)

- 第39条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲、または、閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第40条 施設の職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、予め文書により入所者又はその家族の同意を得る。

(身体拘束等)

- 第41条 施設は介護保険施設サービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 施設は前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設は身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第42条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止）

- 第 43 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を收受しない。

（苦情処理）

- 第 44 条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（地域等との連携）

- 第 45 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

（会計の区分）

第46条 施設は、事業所ごとに経理を区分するとともに、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するなど、経理規程に基づき、適正に処理するものとする。

(記録の整備)

第47条 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。(診療録については、5年間保管とします。)

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(法令との関係)

第48条 この規程に定めのない事項については、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第18号)の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成17年10月1日より施行する。
2. この規程の一部改正については、平成18年8月1日より施行する。
3. この規程の一部改正については、平成19年1月29日より施行する。
4. この規程の一部改正については、平成19年4月1日より施行する。
5. この規程の一部改正については、平成19年9月1日より施行する。
6. この規程の一部改正については、平成20年4月1日より施行する。
7. この規定の一部改正については、平成21年2月1日より施行する。
8. この規程の一部改正については、平成21年4月2日より施行する。
9. この規程の一部改正については、平成21年5月1日より施行する。
10. この規程の一部改正については、平成22年4月1日より施行する。

11. この規程の一部改正については、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
12. この規程の一部改正については、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。
13. この規程の一部改正については、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
14. この規程の一部改正については、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。
15. この規程の一部改正については、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。
16. この規定の一部改正については、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。
17. この規定の一部改正については、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。
18. この規定の一部改正については、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
19. この規定の一部改正については、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。